

山梨県立大学編入学規程

(平成22年4月1日制定 大学2207号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第12条第4項の規定に基づき、編入学に関し必要な事項を定める。

(編入学定員及び編入学年次)

第2条 編入学定員及び編入学年次は、次のとおりとする。

学 部	学 科	編入学定員	編入学年次
国際政策学部	総合政策学科	5名	3年次
	国際コミュニケーション学科	5名	3年次
人間福祉学部	福祉コミュニティ学科	5名	3年次
	人間形成学科	5名	3年次
看護学部	看護学科	—	3年次

(出願資格)

第3条 編入学を志願できる者は、次のとおりとする。

(1) 国際政策学部及び人間福祉学部志願できる者は、次のいずれかに該当する者

ア 短期大学を卒業した者

イ 山梨県立大学(以下「本学」という。)以外の大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

ウ 高等専門学校を卒業した者

エ 専修学校の専門課程を修了した者で、文部科学大臣の定めるところにより、大学への編入学資格を認められた者

オ 本学において前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者

(2) 看護学部志願できる者は、短期大学(看護系3年制)を卒業した者とする。

2 前項に定める出願資格に加え、必要がある場合は、教授会の議を経て要件を追加することができる。

(編入学の時期)

第4条 編入学の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、学長が必要と認める場合はこの限りでない。

(出願)

第5条 編入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、次の各号に定める書類に公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程(以下「授業料等規程」という。)第2条第2項別表に規定する入学検定料を添え、学長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 入学願書(様式別途)

(2) その他選考上必要とするもの

(選考)

第6条 志願者の選考は、別に定める方法により行う。

(合否決定等)

第7条 志願者の合否の決定は、前条の規定による選考の結果に基づき、編入学を志願する学部の教授会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の結果を志願者に文書をもって通知する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条第2項の規定により合格の通知を受けた者は、学長が別に定める日までに、授業料等規程第2条第2項別表に規定する入学料を納入し、所定の必要書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者について、入学を許可する。

(授業料の額)

第9条 前条第2項の規定により入学を許可された者（以下「編入学生」という。）の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同一とする。

(既修得単位の認定)

第10条 編入学生の本学に入学する前の出身大学等において既に修得した単位を本学において修得したものとして認定（以下「既修得単位の認定」という。）する手続きについては、学部毎に別に定める。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。